

Title	キリスト教時代における偶像崇拜について
Sub Title	Idol worship in Japan during the Christian century
Author	浅見, 雅一(Asami, Masakazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.70, No.1 (2000. 9) ,p.1- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリストン時代における偶像崇拜について

浅見雅一

一 はじめに

偶像崇拜は、十戒における第一の罪である。偶像崇拜とは、神以外の被造物を神として崇拜することである。廣義には意識における崇拜も対象となり、崇拜行為に限定されるものではない。これは、キリスト教の布教に際して頻繁に直面した問題である。

キリスト教の記述が散見される。キリスト教時代における日本の主要な

宗教としては、当然のことながら仏教を挙げることができる。仏教は江戸時代初期に至る迄、日本の主要な宗教として多大な影響力を持っていたのであるから、キリスト教教師が来日直後から仏教を敵視したとしても不思議ではない。

基督教が偶像崇拜に遭遇したのは、日本が初めてではない。インドや東南アジアでは、仏教、ヒンドゥー教、イスラム教等の偶像崇拜が存在した。イスラム教には偶像自体は存在しないが、異教の神を崇拜することから偶像崇拜と見做された。偶像崇拜の是非は、インドや東南アジアでは議論の余地はなかつたのである。しかし、日本ではキリスト教徒の偶像崇拜行為への関与が問題とされた。

ところで、カトリックでは、偶像崇拜は良心問題のひとつとして扱われている。良心問題には、婚姻⁽¹⁾、ウスラ⁽²⁾、殺人、戦争が含まれており、いずれも倫理神学における重要問題である。日本では、キリスト教教師は仏教を敵視したばかりか、仏僧に対して頻繁に論戦を挑んでいる。日本には仏教だけでなく祖先崇拜も一般的

に行なわれていたが、この祖先崇拜は偶像崇拜に相当する見做すことができるであろう。しかし、中国における典礼論争とは祖先崇拜という類似点が認められるにも拘わらず、日本では典礼論争の如き議論は生じていない。

本稿では、日本において偶像崇拜が如何なる形で議論されたのかを考察する。主としてインドの事例と比較しながら、キリストン宣教師が見た日本人の宗教と偶像崇拜の論理を検討し、何故日本では中国における典礼論争の如き議論が生じなかつたのかということについても併せて考えてみたい。

二 インドにおける偶像崇拜

インドにおける偶像崇拜をキリストン宣教師が如何に捉えていたかを見てみたい。インド、特にゴアでは、偶像崇拜が盛んであったことを示す記述は少なくない。一五六七年一二月一二日付、ゴア発、ゴメス・ヴァスのポルトガルのイエズス会員宛書翰には、ゴアの状況が次のように記されている。

「当地には多数の偶像があつた。そこでは、われわれの主なる神は大変侮辱されており、悪魔がこの異教世界全域では名誉、寄進、空虚な犠牲によつて崇拜され奉仕

されていた。そして、数年前からこのゴアの島と周囲の島々の異教徒達の改宗においてなされている数多くの仕事によつて、パードレ達は、特に委ねられているサルセーテの地の改宗という目的に従事することができなかつた。——なぜならば、バンデスの改宗については、聖フランシスコ会のパードレ達が世話をからである。

——彼らが島々の改宗事業に着手し始めた時から、今や四、五年が経過した。それは既に完了しつつあつたので、われわれのパードレ達はサルセーテの改宗という目的に従事し始めた。同時に、彼らは改宗の榮えある成果に有害な偶像の破壊を志願した。そして、凡てが共に破壊されたが、異教徒の住民に何らかの躊躇や、その土地の混乱を引き起こすことがなかつたので、破壊されていくべき方法が徐々に摸索された。そして、正にこのことによつて、彼らが犯した罪への罰として、この数年、数々の偶像を倒してきただのである。⁽³⁾」

イエズス会士が布教活動をしていたゴアでは多数の偶像が見られたことが窺える。バンデスの布教はフランススコ会士が担当したにも拘わらず、サルセーテではイエズス会士が不足する状況であつた。ゴアにおける改宗が一段落した時点でイエズス会はサルセーテの布教に着手

したが、抵抗を受けなかつたので偶像の破壊を行なつた
というのである。

トリエント公会議の教令を受けて、インドでは布教方針を定めるためにゴア大司教区公会議が開催されることになつた。トリエント公会議では、第二五総会において聖人、聖遺物、聖画像に対する崇拜が議論されているが⁽⁴⁾、異教の偶像崇拜に関与することのは是非は採り上げられていない。一五六七年に開催された第一回ゴア大司教区公会議では偶像崇拜について第九教令、第一〇教令、第一一一教令を公布している。第九教令は、次の様なものである。

「ある人に、神のみに捧げられるべき最高の榮譽を被造物に対して与えさせることは、「私は主、これが私の名。私は榮光を他の神に渡さず、私の榮譽を偶像に与えることはしない。」〔イザヤ書〕第四二章、第八節」とある様に、神に対する偶像崇拜の大罪である。そして、それ故、十戒の最初の戒律では、「あなたは私をおいて他に神があつてはならない。あなたは如何なる偶像も造つてはならない。上は天にあり、下は地にあり、また地の中と水の中にある、如何なるものの形も造つてはならない。」〔出エジプト記〕第二〇章、第三節と第五節」と述べて、それを禁止している。そして、他の箇所では、

「あなたの神、主を畏れ、主にのみ仕えなさい。」〔申命記〕第六章、第一三節、及び第一〇章、第二〇節」と述べている。それによつて、イスラエルの息子達に、彼らが住むべき約束の地においてあらゆる偶像、寺院、誤つた神々に信仰が捧げられる場所を完全に破壊するよう命じたのである。それは、（神の榮譽に全く反する）偶像崇拜が未信者達の間で破壊されるようにするためであるのと同様に、未信者達に偶像崇拜を行なう機会を与えるのないようにするためでもある。この聖なる大司教区公会議を考慮し、この管区において未信者達がその偶像崇拜と極悪な典礼によつて神に対して加えている危害と、新たに改宗した者達に如何に数多くの躓きを与えていたかを考えると、彼らは原住民である未信者達や両親が偶像崇拜を行なうのを見て、過去の習慣に戻る危険と共にそれを思い出し、博愛の情によつてかくも大きな惡に備えることを望むのである。それによつて、閣下にはその全土においてあらゆる偶像崇拜と未信者の信仰を完全に破壊させ衰弱させるように願う。それは、如何なる方法によろとも、悪魔が彼らから崇敬されないようにするためであり、特にイスラム教徒には、その凡てのモスクを引き倒し、マフアメーデを呼ぶことなく、それに媚びたり

その不誠実な宗派の如何なる儀式をも行なつたりはせず、その誤った聖遺物や名簿を持たず、その書籍を持たず、マファメーデに何らかの榮誉を公然とあれ秘密にされ与えないようにするためであり、従つて、彼らが凡ての偶像、寺院、樹木、悪魔が異教徒達から崇敬されるあらゆる場所を放棄し、如何なる動物の犠牲や貢物等をも悪魔に捧げず、息子達に名を授ける様なアリケイラの祭祀やシヤティの祭祀、その他の祭祀の様に、毎日偶像に捧げることを習わしとしている祭祀を行なわず、偶像の前、或いはオリーブ油や白檀香等を供えて悪魔に捧げられた場所において蠟燭を灯す様な、その宗派の戒律に則つて儀式を行なう所で、悪魔を称讃し、あらゆる最高の榮誉を与えることを習わしとする儀式を行なわないよう。潔め、巡礼、断食、線を描くこと、米の有無によらず額や胸の白檀香により装身すること、習慣とする悪魔の典礼と彼らの神の祈願を用いた方法による婚姻を締結すること、死者を火葬することと特定の方法により埋葬すること、彼らに食事を与えたり、故人等の儀式のために公然とあれ秘密にあれ他人に食事を与えることの様に。従つて、何人も公的にも私的にもその誤った宗教の事柄を説かず、そうした説教を聽かず、悪魔について

て扱つてゐる書物を持たないように。教会法によつて禁止されているこれらの事柄の如何なることをも行なう者は、重罰に処せられるであろう。というのは、眞の創造主を認識する信者やキリスト教徒の土地においては、悪魔を神として崇拜することは不正なことだからである。それは、同じく神への大きな危害、新たに改宗したキリスト教徒の躡き、未信者達が改宗するための障礙であるばかりでなく、信者達への侮辱であるが、その土地では、それが許容されている。この罰の審理と執行を閣下が高位聖職者に申し出られんことを。⁽⁵⁾

偶像崇拜は十戒の第一の罪であり、如何なる場合においても禁止されるべきことが説かれている。偶像崇拜には、イスラム教を始めとする異教の祭祀も含まれている。そして、インド副王に対しても偶像是崇拜を世俗の法によつて禁止することを要請している。これに続く第一〇教令は、次の様なものである。

「このゴア大司教区では、キリスト教徒達の間には神を殆ど畏れることなく未信者達に、宝石や貴重品等、楽器や大砲等を貸して、その儀礼に好意を示してゐる者がいるという情報が懸念される。こうした事物によつて、彼らは、最高の崇敬の念をもつて自分達の祭祀や葬儀を

挙行するのである。そして、この様に、彼らは、未信者達が祭祀や巡礼に赴いたり、その偶像の崇敬において様々な作品を制作するために、騎馬や船舶を貸借するのである。そして、イスラム教徒や異教徒のラマダン「断食」等の祭りの最後には、彼らはわれわれの大砲を放つが、それは神への侮辱であり、キリスト教徒の恥辱と不名誉以外のものではあり得ない。それ故、われわれは、破門の罰の下に、キリスト教徒が前述の事柄や、恐らく悪魔を崇敬する彼らの儀式の名譽と信仰のためになるよう他の如何なる事柄によつても未信者に好意を示さないよう命ずる。そして、私はまた、信者が故意にそうした祭祀に臨席しないよう命ずる。というのは、それによつて、彼らが極悪な儀式を称讃していると未信者に理解させてしまうからである。⁽⁶⁾

ここでは、キリスト教徒が異教の儀式に間接的に協力することさえ、破門という重罰によつて禁止されている。偶像崇拜への間接的協力は、偶像崇拜を認めていると誤解される要因となるというのである。第一一教令は、次の様なものである。

「数多くの未信者達もまた、未信者である領王達の近隣地において巡礼や偶像の祭祀が行なわれる時、われわ

れの土地から彼らの許へ行つたり、彼らの許を通ることを習わしとしている。それは、——神への重大な危害である上に——新たに改宗したキリスト教徒達の靈魂において大きな躓きとなるであろう。それによつて、神の栄誉の真の監督者として、重罰によつてその土地においても彼らの土地においても、未信者達が前述の巡礼やそうした時における祭祀を行なわないことを命じて下さるよう閣下に願うものである。⁽⁷⁾

キリスト教徒の未信者である主人の偶像崇拜や祭祀への関与を警戒したものである。以上の教令は、世俗の法によつて偶像崇拜を禁止することをインド副王に要請する形を採つてゐる。同年、インド副王ガスパール・ペレイラは、ゴア大司教区会議の教令を受けて法令を公布している。その内、偶像崇拜については以下のよう記されている。

「この様に、私は如何なる未信者も、異教徒やモーコ人に対する様に、或いは反対に新たな宗派を起こしたり受け入れたりすることに対して前述の河への奉仕のために追放されるべきであるとする罰の下に、新たな宗派を信じないよう命ずる。私は、わが領国では如何なる偶像もないよう、こうしたものは破壊されるよう正にこのこ

とを禁止する。それは、悪魔への礼拝や他種の偶像崇拜が行なわれた樹木等のある場所や、マファメーデによつて名付けられていない様なモーグ人のモスクにおいても同様である。これに対する諸点は、オルムズのモスクにおいては理解されないことであろう。従つて、この宗派の、即ち異教徒の儀式を公然と行なわないようとすること。それ故、目撃者によつて証言されることもなく、供物や動物の犠牲を捧げられることもなく、アリケイラやサティムのように偶像や他のそうしたものに祭祀を行なわぬ、偶像に、或いは偶像に捧げられた場所で蠟燭を灯すことなく、オリーブ油や白檀香をそれらに塗ることなく、彼らの間で習慣とされている如何なる名譽も受けず、前述の異教世界の戒律における潔めや聖地巡礼を行なわず、額に白檀香を付けないようすること。

従つて、如何なる異教徒の儀式も行なわず、説教をしたり聴いたりせず、臣下達は聖遺物を扱わぬ、その宗派の書籍を持たないようすること。そして、外国人達は、商品として聖遺物やイスラム教書籍を扱わぬ、イスラム教書籍と同様に聖遺物に対しても、特に自分達の使用のためだけに持つことができるのであり、私は彼ら異教徒の方針を妨げはしない。そして、商品としてのイスラム

教書籍や聖遺物が見付かると、それらは焼却されるであろうし、このことは罰のみによつて彼らに報いられるであろう。そして、上記の事例に陥つてゐる者達は、ブラガスの祈禱^{ザラス}の勤め故に追放されるであろう。それらの実現は世俗の権利を行使することであり、それはこれらの事例の認識に属することである。⁽⁸⁾

ペレイラは偶像崇拜を全面的に禁止することを命令している。イスラム教やヒンドゥー教の典礼を禁止しておき、偶像崇拜に対する世俗の法による処罰は追放刑であることが明示されている。これによつて、インドでは教会とインド総督、即ち聖俗双方から偶像崇拜が禁止されたことになる。こうした法令を受けたためであろうか、ゴアでは偶像の破壊がなされている。フランシスコ・ロドリゲスは、ゴアからコチンに移動した直後、一五六九年一月二十四日付、コチン発、バエティカのイエズス会員宛書翰において、次の様に述べている。

「ゴアのその島は、周囲が七レグアで幅が二レグアになるであろう。そこには、三〇〇以上の偶像と偶像寺院があつた。それはイスラム教徒があちこちでモスクと呼ぶものと同じである。そして、われわれが到着する直前に、イエズス会のある者がこれらすべてを地に倒し、焼

き払つた。あれらの偶像の召使いと悪魔の代理人達は、完全に誤謬の中にいたにも拘わらず、絶えず征服され眞実の道を認識してきた。彼らは誤謬を棄て、われわれの信仰を受け入れたのである。⁽⁹⁾

同年一一月付、ゴア発、セバステイアン・フェルナンデスのイエズス会総長フランシスコ・ボルジヤ宛書翰には次のように記されている。

「前述のことの後、キリスト教徒達が歌い踊りながら熱狂し、異教徒達が動搖するのは、實に嬉しく喜ばしいことであった。そして、キリスト教徒達は、異教世界と偶像崇拜がかくも衰退していくのを見て、心の痛みを感じてゐる異教徒達を「キリスト教の」祭祀に来させた。その結果、偶像寺院から「偶像が」奪い去られたばかりか、異教徒達はその惡魔の儀式と典礼を用いることができず、彼らを墮落させる場所においても、絶望しながら、主が崇拜され尊敬されるのを見せられた。反対に、パードレやイルマン、更にはキリスト教界は、どれ程慰められたことであろうか。」⁽¹⁰⁾

インドでは偶像崇拜は全面的に否定され、偶像は完全に破壊されるに至つてゐる。第一回ゴア大司教区會議の開催以降は、ゴアにおける偶像の破壊が端的に記述され

ている。こうしたことから、インドでは偶像崇拜は破門に直結する問題であり、偶像崇拜に関与する可能性を議論する余地はなかつたと言えよう。イエズス会は偶像については破壊することを基本方針としていた。インドにおいては偶像崇拜が全面否定されることとは、ヴァリニヤーノの時代になつても基本方針として継承された。⁽¹¹⁾

三 日本における偶像崇拜

カトリック教会においては、キリストの弟子である聖トマスが生前インドに赴き、そこで没したという伝説が信じられていた。インド西海岸には聖トマスが授洗した者達の子孫である「聖トマスのキリスト教徒」が存在するとなっていた。しかし、フランシスコ・ザビエルは日本にはイエズス会の布教以前にキリスト教が伝播した事実を確認できなかつたので、日本を初めて布教された土地と見做した。偶像崇拜が本格的に議論される様になつた日本では、日本人の宗教が採り上げられた。日本には聖トマスのキリスト教徒が存在しないという事実は、日本人の宗教を非キリスト教と見做すことのできる要因となつた。イエズス会士が日本の宗教として敵視したのは主に仏教であった。インドや東南アジアでは主たる議論

の対象とはならなかつたが、仏教が異教であることは、インドや東南アジアでの布教から学んだ事実であつた。ザビエルは、日本において神の訳語に「大日」を宛てることを放棄したが⁽¹²⁾、これは仏教に対するキリスト教の決別を示すと同時に、キリスト教が伝播されていない地域においても神が姿を変えて存在するという本地垂迹の否定に他ならない。本地垂迹が否定されたことが、その後の議論を方向付けたのである。こうして、日本における議論は、対異教という形で推移していったのである。

日本の宗教については、「日本の異教徒が住む誤謬と、彼らが主に告白する異教徒の諸宗派についての要録」と題する報告書がある。⁽¹³⁾ この報告書は、日本人の宗教を総体的に採り上げた初めての報告書であるが、当時は出版されていない。ホセ・ルイス・アルバレス・タラドリス氏は、この報告書はザビエルとコスメ・デ・トーレスがアンジローの協力によつて作成したものであることを⁽¹⁴⁾ 転写したものであると推測しておられる。この見解を受け、ホアン・ルイズ・デ・メディナ氏は、この報告書の原型が一五四九年に作成され、ポルトガル語版が一五五六年に執筆されたと推定しておられる。⁽¹⁵⁾ この報告書には、

日本人の宗教として神道と仏教が挙げられている。仏教については、ザビエルの時代から採り上げられてきたのであるが、神道について採り上げられたのは、この報告書が初めてである。しかしながら、その記述は仏教に較べて簡略である。ゲオルク・シュルハンマー氏は、この報告書を一五五七年執筆と推定した上で、神道の記述を考察しておられる。⁽¹⁶⁾

この報告書では、日本の宗教は神道と仏教に大別されている。神道については、「先ず、彼らは、彼らが神々と呼び、この王国の昔の人間であり原住民であつたと告白する二〇体の偶像を崇拜している。そして、それらの偶像は、この土地において都市や村々を創建した最初の者達であり、それ故に彼らは日本を神々の土地と呼び、この理由によつて、それらを崇拜し、崇敬しているのである。」⁽¹⁷⁾ と記されている。神道についての説明が続いている。神道には開闢神話が存在するが、キリスト教の創世神話とは異質のものであることが指摘されている。この報告書は、神道の神々がキリスト教の神とは全く異質のものであるという前提に立つていて。それ故、修驗道を含めて、神道が排斥されていることは言うまでもない。

れは八乃至九宗派に分かれている。」とされている。この説明としては、「この宗派は、釈迦と呼ばれる中国のある人物について見られる、ある書物によつて始まつた。彼らは彼〔釈迦〕を崇拜しており、この宗派について公然と行なわれている説教では、来世には彼らが冥土と呼ぶ休息の場所があり、彼らが地獄ジングオクと呼ぶ拷問の場所があると教えられている。そして、更に、彼らが魂タマシと呼ぶ靈魂があり、仏フォトキと呼ぶ救済者がいると言う。この宗派では、彼らを来世において救うように仏フォトキに希う数多くの祈禱と作法がある。この宗派については、修道院の様な家がある。そこには、数多くの黒衣の坊主があり、外見がフランシスコ会士に相当する灰色の衣の坊主もいる。そして、黒衣の者達はドミニコ会士に相当する。⁽¹⁸⁾と記されている。イエズス会は、仏教がキリスト教とは異なつた宗教であることをインド布教から認識していたので、仏教の特質を述べる場合には日本の仏教に限定されることになる。

ガーゴは、一五六二年一二月一〇日付、ゴア発、ポルトガルのイエズス会員宛書翰において、日本人の宗教について述べており、中国人の宗教についても言及している。⁽¹⁹⁾同書翰の日本人の宗教についての記述は、一五五七

年執筆の報告書と内容的に重複するが、後に出版されたということもあつて、日本人の宗教についての報告として前述の報告書以上に知られることとなつた。⁽²⁰⁾ゴアでは、ガーゴが齋した日本の宗教についての情報が整理、分析されていたのである。キリスト宣教師達は、この他にも日本人の宗教について数多く報告している。ロペス・ガイ氏は、死者の典礼という観点から日本人の祖先崇拜(21)を始めとする情報を整理しておられる。

フランシスコ・ロドリゲスは、インド、モルッカ諸島、日本等のインド管区における布教上の諸問題、特に良心問題を論じている。その議論を収録した文書集は、トレ・ド・トンボ国立文書館に所蔵されている。⁽²²⁾同文書集の概略は、ヨゼフ・ヴィツキ氏によつて紹介されている。ヴィツキ氏は、同文書集を一六〇〇年の始めに作成された写本であるとしておられるが、他に写本等は確認されていない。同文書集では、良心問題が全般的に議論されており、特に婚姻問題に対する比重が大きい。これは、布教地における婚姻問題の重要性もさることながら、ロドリゲスがこの問題に精通していたことを示している。

七一年にアントニオ・デ・クアドロスからインド管区長職を継承し、その翌年にゴアで没している。ロドリゲスは、インドにおける布教上の諸問題を諮問されており、⁽²⁴⁾ 執筆年月日の欠落した回答が現存している。一五六七年四月二十四日付、コチン発、ペドロ・ボナベントウーラのイエズス会総長宛書翰には、ロドリゲスがインドにおける良心問題についての論文を執筆したことが述べられている。⁽²⁵⁾ しかし、ロドリゲスが議論している事柄には、偶像崇拜は含まれていない。前述の通り、第一回ゴア大司教区會議によつて偶像崇拜の全面的禁止が確認されたインドでは、議論の余地はなかつたのである。他方、ロドリゲスが執筆した日本における布教上の諸問題に対する回答が現存するが、そこでは偶像崇拜が議論されている。一五七〇年執筆の「日本のパードレ達が詰問してきた諸事例への回答」と題されたこの文書には、良心問題についての合計四七事例とそれに対する回答が示されている。パウラ・フェレイラ・サントス氏は、この日本関係文書の一部を紹介しておられる。⁽²⁶⁾

ロドリゲスに対する諸問は、日本において誰が主導したのか考えてみたい。ロドリゲス自身は、来日した経験

を持たない。しかし、ガーゴが日本からゴアに帰還した後にも日本人の宗教について報告している様に、ゴアでは日本の宗教についての情報が蓄積されており、ロドリゲスがこうした情報を基礎に回答していることが推測される。回答が執筆された一五七〇年には、春に日本布教長コスメ・デ・トーレスが没し、秋にガスパール・ヴィレラがインドに向かっている。そこで、トーレスが没する前に諮問を主導し、ヴィレラがそれをゴアに齋したことが考えられる。しかし、ヴィレラがゴアに到着したのは一五七一年に入つてからのことなので、執筆が一五七〇年である以上、この可能性はない。それ故、日本からの諮問の送付は、それ以前でなければならない。一五六九年には、インドから日本に来た船便はなく、イエズス会は書翰を受けていない。それ故、インドへの書翰の返送も困難であつたと考えられるので、諮問は一五六八年以前に日本からゴアに送付されたことになる。この場合、日本ではトーレスが諮問の作成を主導していたことが考えられる。

しかし、この諮問が日本ではなくインドで主導されていたことも想定できる。この諮問はヨーロッパではなく、インドにいるロドリゲスに対してなされた点に特徴があ

る。しかも、引用されている諮問を見る限り、諮問は短く纏められており、回答に対する枠組みが填められたとは言えないものである。それ故、この諮問は、純粹に神学的見地からの回答が期待されたものであると考えられる。フランシスコ・カブラルは、一五七〇年の春にゴアを出発し、冬には日本に到着している。カブラルは、来日後にトーレスの後継者として日本布教長に就任していることから、日本に向かう際に日本の布教方針としてロドリゲス的回答を持参したことが推測される。

現時点では、判断材料が乏しいことにより、上記二つの可能性が指摘できるだけで、いずれかに断定することはできない。

① 基本的問題点

以下、ロドリゲスの日本の良心問題に対する諮問と回答の内、偶像崇拜に関する記述を見ていくことにする。この諮問では、様々な事例が挙げられており、各事例に対して回答がなされている。しかし、各諮問は内容別に分類されてはおらず、偶像崇拜に関する諮問を拾い上げると断続的になる。日本人の信仰と偶像崇拜について、基本的問題点と言えるのは、次の事例である。

「第六事例について、パードレ達は、異教徒である両親と共に偶像寺院に行き、偶像の前で両親が行なう様に跪き、あたかも偶像崇拜をしているかの様なキリスト教徒を如何に扱うべきであろうか。そして、異教徒である主人に随伴して同じ事を行なう家臣についても、彼らが心中は偶像を崇拜しているのではなく、むしろ真の神を崇拜しているのであれば、同じ事を質問することが可能である。私は次の様に回答する。偶像崇拜だけでなく、偶像崇拜を隠すことも大変な重罪である。そして、使徒の教えに従つて、われわれは悪だけでなく悪の外觀を呈している事柄も避けなければならない。従つて、こうしたキリスト教徒である息子や奴隸エスクラヴォスが、異教徒である両親や主人に随伴する際、彼らと共に跪くことを警戒しなければならない。偶像崇拜の意思がないのに何らかの理由によつてそう装うような時、また、キリスト教徒が（偶像崇拜の意思がなく）義務によつて両親や主人に随伴するような時、異教徒である両親や主人に行なう奉仕が偶像崇拜行為、或いは偶像崇拜の偽装や外見を持つと見做され得ようが得まいが、父親や主人が跪いているのに自分が立つていたのでは無礼と見做されるのであれば、たとえ跪くとしても、この奉仕それ自体は良いことであ

り、それがそのまま偶像崇拜をしたことにはならないので、それを善しとすることができる。なぜならば、キリスト教徒の侍女モッサが通りで異教徒の女主人の着物の裾を持つことができるのと同様に、偶像寺院の中でも裾を持つことができるからである。しかし、偶像崇拜の意思を持たないとしても、こうしたキリスト教徒が偶像崇拜の意思を持つていいことを周囲の人々に語らないのであれば、その奉仕への順応故に、偽装された偶像崇拜の躊躇と見做し得るのである。ナアマンが「列王記 下」第五章で行なつた様に、前述のキリスト教徒達が偶像寺院に入り、偶像崇拜のためではなく主人や親に行なわなければならぬ奉仕として前述の事柄を行なつて理解することが妥当である。彼は主人である国王と共にレエモン「リモン」の偶像寺院に入り、国王と共にその前で跪いたので、預言者エリザウ「エリシャ」に行なつた要請によれば、偶像崇拜者ではないことが他の者達には明らかであつたけれども、それでも眞の神を崇拜していた場所には独自の祭壇があつた。そして、このようなキリスト教徒が前述の事柄を安心して行なうためには、自分がキリスト教徒であることを周知させ、彼らが行なうことは両親や主人への奉仕であつて、偶像を尊重したり偶

像崇拜をするためではないことを明言することで十分であろう。これによつて、彼らは偶像崇拜者ではないことになるだけでなく、偶像崇拜者であるかも知れないといふ疑惑を晴らすことになる。

そして、この事例において、こうした者達が破門されるべきか否かが質問されることについては、第一に、彼らが実定法についてまだ何も知らない限りは、彼らがヨーロッパのキリスト教徒であつたとしても、心中ではキリスト教徒なのであるから破門されないことで十分である。そして、彼らが確固とした意思を持つていることが明らかではない場合、「皆に公に」キリスト教徒であるのか、それとも釈迦シャクナや阿弥陀アミタを崇拜しているのか彼らに質問したであろうと更に述べていてことについては、彼らが答えるであろうそうした質問を彼らにするたることは必要ではなく、むしろ察知される機会を彼らに与えるためには、質問することは誤りであるだろう。彼らは、キリスト教徒であることを知られることで十分である。

未信者である父や主人が彼にキリスト教徒であるかどうかを尋ねる時、否と思われるよう答え、現世の事柄を考慮して、自分はそうですと告白することを明白に止めている信者である息子や下僕クリードにとつては、何が守ら

れなければならないであろうか。私は次のように回答する。いざにせよ、われわれは、新たに改宗した者達に対しでは、彼らに提案して、それが後戻りする機会、或いは未信者達が改宗するための障碍となるのであれば、実定法の事柄に関しては可能な限り大目に見なければならぬ。信仰に直接関わり救済のために必要な事柄においても同様である。それは、信仰の告白である。われわれは、それらの事柄を守るために、そして、聖パウロがローマ人達に、「心では律法を信じており、口では救済のための証言をする。」[「ローマの信徒への手紙」第一〇章、第一〇節]と述べている様に、可能な限り、それらの事柄を彼らに明言しなければならない。凡てのキリスト教徒は、信仰を告白し、それを誇りとしなければならない。次のこととは真実である。この戒律は同意すべきものであるから、「事前の時宜を得た」場合でなければ強制すべきではなく、そうでなければ、信仰を告白するために安全の必要性が義務付けられる二事例を博士達は示している。ひとつは、そうした告白の欠如によつて隣人達の間に信仰の危機を引き起こした様な時であり、この事例は特に高位聖職者達に帰する。彼らは、言明する者がいることによつて信仰に対する異説や誤謬の提起が見られないこと

れた様な時、信仰を説くことが義務付けられている。他の事例は、凡ての者に對してより共通である。あるキリスト教徒が信仰の迫害者達によつて彼がキリスト教徒であるかどうかを問われた様な時、こうした事例ではたとえ生命の危機があり死が確実であろうとも、多数の殉教者達がそれを行なつた様に告白することが義務付けられている。そして、特に質問されている事柄に関する限り、そうしたキリスト教徒に質問する者が信仰の迫害者であるとは思われない。なぜならば、指摘されていることに従えば、たとえ彼らが彼に告白していたとしても、彼らは著しく危害を加えていたとは思われず、信仰を無視しているとも思われないからである。というのは、他の者は達は、回答を予想しており、彼らがキリスト教徒であることを理解しているからである。しかし、この事例において堅実で善いことは、彼らが厳格であるのならば、答える形で告白しているかの様に、自分達はキリスト教徒であると明白に答えることである。⁽²⁹⁾

キリスト教徒が異教徒である主人や親に従つて偶像崇拜を行なうことが許容されるか否かという諮問である。キリスト教徒は、偶像の前でも心中では眞の神を崇拜していることが付言されている。ロドリゲスは、随伴に

よつて無礼と見做されないようすべきことを説いてい
る。この場合、偶像崇拜に相当する行為は主人や両親へ
の奉仕と見做されるというのである。また、聖書におけ
る偶像寺院の転用例を挙げて崇拜対象の厳密な分離が困
難であることの例証としている。従つて、信仰の表明が
重要になるとする。

こうしたキリスト教徒が破門に処されるべきかという
問い合わせに対しては、日本人は実定法の概念を知らないので、
ヨーロッパのキリスト教徒であつたとしても破門には相
当しないとする。彼らは、キリスト教徒であることを周
知させること、即ち信仰を告白しさえすればよいという
のである。

信仰を隠すことについては、新たな改宗者に対する
大目に見るべきであるとする。キリスト教徒は信仰を告
白すべきであるが、強制してはならないとされる。隣人
の信仰の危機を引き起こした場合のことは、対象が高位
の聖職者に限定されるというのである。

この事例は、概ね現状の追認を求めていると見做すこ
とができる。一概に偶像と言つても、その具体的な内容に
は触れられておらず、如何なる偶像なのかが明確ではな
い。行為としての偶像崇拜よりも、日本における君臣関

係と親子関係の維持が優先されており、それを乱さない
ように配慮がなされている。

キリスト教徒の破門は、第七事例に続いている。

「第七事例について、既に何度か告解し聖体捧領をし
たキリスト教徒は、告解と聖体捧領から排除する破門に
陥つたならば、少なくとも年に一度の告解と聖体捧領を行
なうことを止めるべきかどうか。次の様に回答される。
この破門は一般法に基づくものではなく、むしろ単に高
位聖職者の特殊な規約に基づくものであるから、躊躇の
理由はないようと思われる。こうした規約は、これら日
本の地域では決して公布されておらず、最終事例では一
般法の枠外にある。博士達が与えている他の一般的学説

によつて、この「インド」管区において公布されるべき
か否かが回答されるであろう。それらの新キリスト教徒
達は、いずれかを免除できることができ、恐らく何らか
の違反を犯した者達であることを知らないあれら凡ての
者を破門に陥らせないことができる。「教憲」第六巻の
第二章の最後を明らかに締め括つてゐる様に。司教の破
門においてそれは記されており、他のあらゆる破門につ
いて博士達は、フェリーノの二つの章「規約」と「法の
効力」、シルヴェストレの「無知について」三八と「最

終破門について」§32が言明している様に、同じ事を肯定している。そして、アンジエルスの「諸事例からの破門」の最終事例、タビエンセの「破門」第七項、最終問題、カイエターの第二の一節、第七六問、第三項、「聖体拝領」第一の後半、ジョアン・ジエルソンの第二部、アルファベット三二一、某章、第一八八葉、アドリアーノの「告解」第一の質問に続く第七疑問、聖アントニウス、第一、第四部の一〇、第一〇章、§1、第六は、
「聖職者の破門についての使徒の章」の概略を言明している。これら凡てから、日本のキリスト教徒は、この破門や他の諸破門を免除されているものと思われる。⁽³⁰⁾

秘蹟からの排除という部分的破門の適用が論じられてゐる。教会法からの完全排除を意味する大破門に対し、秘蹟、準秘蹟、教会職位からの排除は小破門と呼ばれる。第四ラテラン公会議、第二一章では、キリスト教徒は性別を問わず教会が定める年齢に達したら、年一回の告解と聖体拝領を義務付けることを定めている。⁽³¹⁾この事例における破門は、この年一回の告解と聖体拝領から排除すべきか否かというのである。日本人に対しては、高位聖職者に対する破門は適用されず、公布されていないことでもあるので、破門に処すべきではないというのであ

る。本来、偶像崇拜は大破門に相当する大罪であるが、大破門の可能性は議論されていない。新キリスト教徒に對しては、無知による許容があるとされているが、高位聖職者を対象とした法を一般の信者に適用すべきではないという論理は、第六事例に通ずるものである。この場合、「新キリスト教徒」とあるのは、ユダヤ教からの改宗者を指すのではなく、新たに改宗した者という意味に使われている。

「教憲」は、第一回ゴア大司教区会議が開催された翌年一五六八年に纏められた「ゴア大司教区教憲」を指している。ロドリゲスの表記方法は、必ずしも正確であるとは言えない。その第六項目は「聖体拝領の秘蹟」であり、その第二規約は「法定年齢に達したり、破門に陥つた凡てのキリスト教徒は年毎に聖体拝領をするように。」そして、それに従わない者達は表示されるようだ。同じものである。この末尾には、次の様に記されている。「そして、この聖なる秘蹟を受け入れるべき者は、病氣であつたり実際に後日を待つことができない場合を除いては、聖なる母である教会が命じてゐる様に、告解し、同様に断食をすることであろう。そして、たとえ聖なる教会法が年に一度だけ告解し、聖体拝領を義務付けてい

るとしても、修道院長や教区司祭は、この至聖なる秘蹟の継続から生じる偉大な成果を述べて、自分の小教区内の住民に年三回の祝日、即ち聖誕祭、聖靈降臨節、聖母昇天祭には同じ事を行なうように常に諭し助言するであろう。そして、彼らは季節毎に前述の各祝日の前には、彼らにこの事を思い出させるであろう。それは、彼らが秘蹟の蠟燭のための一タンガの罰金によつて実施するであろうことである。⁽³⁵⁾

偶像崇拜それ自体についてはゴア大司教区会議の教令は全く参照されていないにも拘わらず、破門については教令に従つていることになる。しかし、ここでは無知によつて破門を免れ得るとは記されていない。この破門は小破門であり、回答では大破門の可能性には言及されていない。

ロドリゲスは、破門についての神学者の見解を数多く引用している。フェリーノは、グレゴリオ教令集に注解を施したことで知られるルッカの司教フェリーヌス・サンデウスの『序文を超えて』⁽³⁶⁾と『聖務と委託された法の権限について』⁽³⁷⁾の二著作を指す。ここでは、内容を参照しているだけであり、特定箇所の引用ではない。シルヴエストレは、ドミニコ会士シルヴェストレ・プリエリ

アス・マツツオリーニの『シルヴエストレによつて語られた諸要点の大全』⁽³⁸⁾である。アンジェルスは、福者アンゲル・デ・クラヴァシオの『良心問題についての使徒大全』⁽³⁹⁾である。同書では項目がアルファベット順になつており、頁数は打たれていない。「破門」は全五項目であるので、最終事例は第五項が相当することになる。タビエンセは、タビエンナ、即ちドミニコ会士ジョヴァンニ・カグナツィオの『大全の大全』⁽⁴⁰⁾である。但し、「破門」の第七項中に分類は見られない。更に、「破門」は第八項迄あり、第七項が最終問題を指すこともあり得ない。第八項では、小破門について論じられているので、ロドリゲスはこれを指しているものと推測される。カイエターノは、ドミニコ会士トマス・デ・ヴィオの『トマス・アクイナスの神学大全註釈』⁽⁴¹⁾である。この項では、「無知は罪を赦すかどうか」が論じられており、カイエターノは無知は罪となる行為を引き起こさない限りは罪とは見做されないことを説明している。それ故、破門の可能性については言及されていない。ジョアン・ジエルソンは、『キリストに倣いて』を指す筈であるが、該当個所は確認できない。アドリアーノは、ローマ教皇ハドリアヌス六世の『秘蹟についての諸問題』⁽⁴²⁾であり、同書

「告解」の該当個所では、無知について言及されている。⁽⁴¹⁾ 聖アントニウスは、『告白の大典』乃至『懲戒罰について』⁽⁴²⁾ を指すと考えられるが、該当個所を特定することができない。両書とも聖職者の破門について言及しているが、指示箇所が一致しないので、ロドリゲスの表記に誤りがあることが考えられる。

ロドリゲスは、シルヴエストレとカイエターノの見解を重視しており、同文書では複数箇所に引用が見られる。一五五四年付、メルシオール・ヌーネス・バレー⁽⁴³⁾トがゴアから日本に携行した物品の一覧表にはシルヴエストレとジエルソンの書名が確認できるので、シルヴエストレの著作は早期にゴアに齋されたことが判る。これらの書籍は一五五六年に日本に齋されている。⁽⁴⁴⁾

② 葬儀への参加

偶像崇拜についての議論として、日本人の葬儀が論じられている。最初に問題とされているのは、キリスト教徒が異教徒である父親の葬儀を異教の方法に則つて主催することの是非である。

「第一事例について、そこでは、キリスト教徒の息子は、彼が嫡子であることを表明する特定の場所に埋葬

するために父親を運び、父親の遺体に火を放つことがで
きるかどうか質問されている。なぜならば、これらの事柄を行なわなければ、両親にとつて不名誉であり望ましくないからである。私は次の様に回答する。そうした息子が前述の事柄以上のことを行なわず、神を冒瀆した宗教の典礼に属する何らかの異教徒の儀式を行なうことを予想しないのであれば、彼を前述の場所に行かせようとする他の息子達や親類がいるのに、彼が前述の方法による埋葬に行き、前述の事柄を行なうことを禁止する理由はない」と、私は思う。なぜならば、たとえ未信者であろうとも、習慣とする場所で死者を埋葬したり火葬にしたりすることは、善い行ないだからである。そうしなければ、その息子は、両親にとつて不名誉であり望ましくないので、面目を失うことになる。⁽⁴⁵⁾

キリスト教徒である息子は、父親の遺体を火葬に付すことができるか否かが論じられている。前述の通り、インドでは火葬は禁止されていたが、ここではそれに触れられていない。火葬が嫡子であることを証明するための重要な儀式であることを指摘した上で、神に対する冒瀆行為が予想されなければ、キリスト教徒が埋葬を主催することは許容されるという見解が示されている。

埋葬という行為それ自体は善い行ないであるというのが基本的理由である。これには、葬儀が如何なる宗教の型式に則つて行なわれるのかは明示されていないが、故意に説明を避けたのであろう。

「〔第一二事例〕キリスト教徒は、異教徒である親類の埋葬において、招待の有無によらず臨席しない場合に親類が抱く不快感を避けるために、行つて参加することができるかどうか。私は次の様に回答する。キリスト教徒

が偶像に対する儀式や典礼を行なうことがなく、関与しないことで行なつていると見えないように、死者に随伴し、食事が供されれば食べるだけだというのであれば、招待の有無によらず欠席すべき義務はない。そして、キリスト教徒が類似の事例に関与すべき義務もない。むしろキリスト教徒の堅固さについて得ている情報によれば、未信者である親類に不快感を与えないことが適切であろうと思われる。なぜならば、彼らを憤慨させるようであれば、彼らを信仰に導くことが容易にはできなくなるからであり、彼らの改宗が不法な事柄ではないにも拘わらず、遠避けるべきものであると考えて、われわれの母なる教えが更に異教徒に受け入れ難いものとなるからである。⁽⁴⁶⁾」

キリスト教徒は、異教徒である親類の葬儀に臨席できるか否かというのである。ここでは明言されていないが、聖パウロは「コリント人への手紙」第一〇章、第二七節と第二八節において、未信者から招待された場合、偶像に供えられた肉であると言われない限りは詮索せず食べるべきであると述べている。この記述は、聖パウロの言葉を基礎としており、異教徒からの招待を原則として受けて構わないことが読み取れる。

「〔第一三事例について〕キリスト教徒は、故人の埋葬において親類に随伴し、翌日、彼らと共に歯^{オズ・デンテス}を再び集め、それを特定の修道院に埋葬させることができるかどうか。これは、前述の第一二事例で回答されている。しかし、これらの儀式が更に明示されて、彼らの偽りの神々を祀る典礼に属すると思われるので、また、故人のために行なわれる饗宴では、坊主が食前に偉大な伝説を読むが、こうした講話が神を冒瀆した典礼となり得るという情報を得たので、饗宴や歯の埋葬という様な事例、或いは他の類似の事例においては、キリスト教徒は常に不法なものである何らかの偶像崇拜行為に参加することを警戒しなければならない。即ち、われわれの教えに通じていないキリスト教徒、或いは異教徒が、それによつ

て躡き得る異教の典礼に臨席することに注意を払わなくなるのであれば、また、良心に反することをよく知らないキリスト教徒が他にそうした事を行なうだけの厚顔さを持ち、そのことで罪を犯すようならば、臨席しないことが望ましい。そのようなわけであるから、聖パウロは、信者は悪だけでなく惡の外觀を呈している事柄からも遠避することが適當であるとわれわれに教えているが、そこの寺院の新キリスト教徒に教えた様に、類似の事柄において何らかの偶像崇拜行為を改めようとしないキリスト教徒には十分ではない。キリスト教の教義を余り理解していない信者だけでなく未信者にも、こうした饗宴や埋葬の典礼は異教徒の典礼に相当するものであるから、そうちた典礼には異教徒達が付与するような聖性がなく、むしろすべてが空虚であることを理解することによって、親類や友人等に負う本来の義務がない限りは行かないと明言することが必要である。そして、これによつて、彼らは、他の者達に与え得る、聖パウロの「コリントの信徒への手紙一」第八章等に対応し得る躡きを取り除くであろう。そこでは、偶像寺院や未信者達の家に食事に行つたキリスト教徒を探り上げている。彼らは、そこで偶像に供えられた物を食べ、こうした食事それ自体が不

法なものであるのならば、こうした食事が不法なものであることを理解していない他の者達にとつて良心に反する行為を行なう機会とならないために、キリスト教徒は彼【招待した未信者】から離れなければならないと述べている。しかし、キリスト教徒は、前述の方法によつて、他の者達にこうした不法な伝達ではないことを明言して、こうした躡きを取り除くことで、罪を犯すことなく前述の事柄を伝えることができた。というのは、彼らは偶像崇拜において何事をも行なわず、未信者達には偶像崇拜者達によつて取り込まれる機会を、信仰の弱い信者達には良心に反する類似の行為を行なう機会を取り除くからである。⁽⁴⁾

キリスト教徒は、異教徒の葬儀において、歯の埋葬に参加し、特定の修道院に埋葬することが許容されるか否かというのである。ロドリゲスは、偶像崇拜は不法なものなので臨席しないようにと述べている。本来の義務によらない限りは行かないことを明言すべきだというのである。禁止を全面に出していることから第一二事例とは一見矛盾している様であるが、第一二事例の枠組みの中での逸脱行為を諒めていふと言えよう。偶像に供えられた肉を口にしてはならないことが繰り返されている。そ

の一方で、偶像崇拜のみが禁止されており、葬儀への臨席は認められている。

歯の埋葬が如何なるものであるかは不明確である。第一事例では、日本人は火葬を行なつてることが述べられているので、この場合の「歯」とは火葬に付された後の焼骨を指す可能性が指摘できる。斎藤忠氏は火葬後の焼骨の処置を分類しておられるが、歯を特別に分けて埋葬することに言及されていない。⁽⁴⁸⁾ ロドリゲスは、日本における埋葬方法について正確な情報を得ていなかつたことが推測される。この事例では、歯の埋葬が聖遺物崇拜に相当する可能性があることが示唆されているが、こうした儀式には義務ではない限り参加しないように促されている。葬儀への参加が許容されており、罰則規定が存在しない以上、これはキリスト教徒に対する強い制約であるとは言えない。ここでは、歯の埋葬が仏教儀礼であることが仄めかされている。

坊主から書籍を頭上に載くことが聖遺物崇拜に相当するか否かが論じられている。その場合、破門に処すべきか否かが問題となる。第七事例と第一二事例では、坊主の関与は指摘されておらず、第一三事例でも諸問には特定の宗教は示されていないが、ここでは諸問自体に坊主の関与が明記されている。しかし、上記の諸事例によつて破門には相当しないと、ロドリゲスは回答している。⁽⁴⁹⁾

葬儀は、崇拜儀礼において特に問題とされた。葬儀における崇拜行為は、日本人の祖先崇拜と結び付くものであるかのような記述がなされている。それ故、葬儀の方に佛教が関与していることを示す諮問は第二三事例のみである。しかも、これとて葬儀に対する僧侶の関与が部分的なものであるかのような記述がなされている。これは、葬儀を佛教と切り離すことによつて、大目に見ることを期待したのであろう。日本人の偶像崇拜は形式的

なものに過ぎず、君臣関係や親子関係の維持においてある程度は見過ごすべきものであるとされている。

葬儀だけではなく、葬儀後の一連の供養として、キリスト教徒が未信者として没した祖先にキリスト教の典礼を授けることの是非についても論じられている。

「第三九事例について、キリスト教徒が、未信者である日本人が異教徒である故人のために、その故人が没した日、毎年特定の日に坊主を呼ばなければならない習慣を果たすために、また、哀れなキリスト教徒達に異教徒であつた時に坊主達に費していたものを費すために、聖務を行なうよう願う時、如何なる方法が採られるであろうか。二つの困難が指摘される。ひとつは、如何にしてこれらの聖務が未信者として没した者達の靈魂には役立たないかをキリスト教徒達に言明するか、或いは、何らかの方法で彼らを見逃すことができるかどうかである。他方は、煉獄にいるキリスト教徒達のためにミサが挙げられるのであれば、未信者として没した者達に対する異教徒達の見解は如何なるものかである。私は次の様に答える。第一に、彼らはキリスト教徒であるから、ミサをその未信者の故人に用いないこと、それによつて、彼らやキリスト教徒として没した故人のためにこうした聖務

が行なわれることが望ましいことを彼らに言明することがよい。たとえ彼らが異教徒であつた時、その典礼によつて聖務を行なうことが習わしであつたとしても。彼らを躡かせないことがよいであろうが、彼らに眞実が言明された後には懸念する必要はない。第二の疑問、われわれはキリスト教徒の損害によつて異教徒の意思を満足させる必要はない理由について。これに類似する事例が、ローマ教皇セルジオが聖母マリア潔めの祝日^{フェスター・デ・ノンザ・セニヨーラ・デ・カンデアス}に命じた諸祝日であると思われる。それらについては、同日、異教徒達は、偽りの神の母である土星^{サトゥルノ}の榮譽と、偶然にも同じ潔めと類似した儀式によって、プロセルピナ〔植物名〕を隠した時の冥王星^{ブルタノン}の別の榮譽を祝つていた。そこでは、その時に生きていた異教徒達も、キリスト教徒達が自分達の典礼に従つてその祝日を祝つていると考えることができた。そして、彼らは、聖グレゴリオの第九冊の第七一書翰の決意において同じ事を考えることができた。教会にすることができる様ないくつかの偶像寺院が見付かつて、彼がそうするように命じた時、新たに改宗した者達は異教徒であつた頃にラモールという偶像寺院において動物を殺して犠牲を捧げる様な諸祝日を祝うことを行なつてゐたとしても、彼らはこうした諸

祝日を聖人達の栄誉に転換し、その祈願として、教会を建て、習慣としていた様に動物を殺し、そこで食事し、教会を装飾している。それは、彼らがこの方法によつて実際に容易に諸祝日を知り、それ以後、真の神の認識に達するためなのである。そして、この事例では、こうした祝日が以前の様に祝われることを異教徒達は配慮すべきであるが、キリスト教徒にそれを懸念する者達がいるであらうことは疑いない。そして、聖グレゴリオは、エジプトにあつた習慣によつて動物の犠牲を法の下に制定した時、神はイスラエルの息子達に同じ方法を用いており、彼らに犠牲を捧げることを止めさせた時、人々は継続させようとして最初は考え方を変えることができなかつたが、彼らは自分達を神の眞の認識に導くために受けることが可能な方法を探ることに同意している、と述べている。

そして、この方法によつて、キリスト教徒達は、「坊主達に」与えることを習わしとしていたものを使用しても躓きを来たすことではなく、坊主達に与えることを習わして、いたものを哀れなキリスト教徒達に費すことであろう。そして、彼らが考える様に饗宴を開くであろう。というのは、彼らの間には、記述されている様に、如何なる異教徒の儀式も存在しないからである。⁽⁵⁰⁾

キリスト教徒が未信者として没した故人のために、キリスト教の儀式を行なうことの是非が論じられている。命日にミサを挙げることが故人の救済にならないことを説くか、或いは見逃すかという布教する側からの見解と、これに対するキリスト教徒の反応が考慮されている。ロドリゲスは、ミサはキリスト教徒に授けるべきものなので、異教徒に授けてはならないとする。しかし、その一方で、異教の儀式をキリスト教の儀式に転換することができる事が示唆されている。これによつて、キリスト教徒であつても祖先崇拜が可能となるのである。

ローマ教皇セルジオとはセルギウス一世のことであるが、ギリシャ人である彼は、聖母マリア潔めの祝日（二月二日）を始めとする聖母マリアについての東方の諸祝日を導入したことで知られている。この時の聖母マリアについての祝日が類似していた異教の祝日と混交し、異教徒はキリスト教徒が自分達の祝日を祝つていると解釈したと説明されている。それ故、祝日の混交はキリスト教徒にとつても異教を取り込む方法となり得るのである。ロペス・ガイ氏は、既に定着している異教の祝日を廃止することが困難な場合、これをキリスト教の祝日に転換する「代替理論」が適用されると説明しておられる。⁽⁵¹⁾坊

主に使つていった費用をキリスト教徒に使うことも、この理論によつて説明される。尚、聖グレゴリオの書翰として指示されているものは、グレゴリウス一世『書翰集成』に確認できるが、内容はロドリゲスの記述に沿つものではない。

③ 異教の儀式に対する間接的協力

キリスト教徒が異教の儀式に間接的に協力することのは非については、異教の儀式に使用する祭具の製作を例として、次のように論じられている。

「第一七事例について、そこでは、キリスト教徒は、主人が彼らに作ることを命令したり、そうした用途のためか否かが示されなかつた場合、異教徒の儀式に吊すための綱^{コルダス}を作ることができるかどうかが質問されている。私は次の様に回答する。この特殊な事例においてだけではなく、それは異教徒がその誤つた宗教の典礼において使用するあらゆる事柄に対する回答となるであろう。博士達は、この質問をこの形式で、即ち彼らの悪魔の典礼に使用することに事物を授ける者達は売るか否かに拘わらず罪を犯しているかどうか論じている。そして、この質問については様々な見解があるが、新たに改宗した者達

することを意図して授けたのではない。その見解は、カイエターノの見解に従つて理解されなければならない。

彼は、その問題について、第二の二部、第一〇問題、第四項で、前述の事物を区別しており、次の様に述べている。それらのいくつかは、その使用が不信仰に対する以上に役立ちはしないものであり、それらは偶像や聖職者の祭服等であり、未信者達に授けることは大罪に他ならないことは確かである。その使用が善悪いずれにも共通する他の事物があり、それらは動物、果実、草花等の様な自然のものや、綱の様な人工の事物である。そして、これらの授与は、三通りの方法で告白することができる。未信者達が宗教儀礼や類似の目的のために使用できるよう、それらを彼らに授けることは、大罪の下に禁止されている。第二は、未信者達が自分達の犠牲「の儀式」のために悪用するつもりであることを知らずにそれらを授ける時であり、それによつては如何なる罪も彼らに被せるべきではない。第三は、異教徒達が自分達の犠牲において、それらを使用することを望んでいると知つている時である。そして、この事例では、カイエターノは、キリスト教徒がそうした事物を、それらを悪用することを知りながら未信者に売ることができるかどうか、また

同様にして、下^{クリード}僕がこうした目的のためにそれらを売つたり受けたりする意思を持たなければ、「数語判読不能」それらを授けることができるかどうかを知ることの大変な困難を述べている。ただ売るために持つているものを売る前、或いは自分の主人への奉仕のためにしなければならないことをする前、この事例において疑うべき特別の理由は注目に値する。こうした事例において授けるべきことは、他人の罪に直接であれ間接であれ進んで協力し、その事物について後に使用すべき将来の悪用を未信者に伝えることと言われるであろう。売買契約、或いは下^{クリード}僕であるから主人に仕える義務を未信者に伝えるだけである。そして、カイエターノは、無関係な事物については、もし、未信者が授けるものを悪用する目的のために作るのでなければ、善悪のいずれも使用し得ると推論している。彼は売買契約や寄付等以上のことは伝えず、未信者が後にそれらを使用する将来の悪用は伝えていない。従つて、われわれはその主人に仕える下^{クリード}僕について述べなければならない。

無関係な事物の授与について、即ちそれは悪用する意图を持たず、将来の悪用に陥らない奉仕の義務を伝えることである。そして、カイエターノのこの見解は、確實

にそれらの新キリスト教徒達によつて実践されると思われる。即ち、少なくともシルヴエストレの「不信仰について」⁵³五は、アンジェロとロゼーリヨの前述の事物を協議するために区別して、「何が必要で従つて有益か」と述べている。誰もが、その使用が無関係である前述の事物を未信者に授けることができるであろう。なぜならば、これらの事物のあらゆるものに必要性や利益から協力して、ある者は、未信者が偶像崇拜に準備された状態にある様に、罪を犯すことに準備されている他人の罪なくして、これらを善用することができるからである。そして、ある者がかねを如何なるものにも、高利貸しの高利^{オシギナ}にも準備することができ、キリスト教徒がマファーメーデの教えのためにモーコロ人に宣誓することができることをわれわれは見てゐる。それは、彼には重罪なしに宣誓することはできないものであるが、そうした罪なしにキリスト教徒はモーコロ人の罪を用いたのである。そして、それは、これらのキリスト教徒には常にあるだろうと、即ち前述の授与を避けることを望まず、これらの事物の如何なるものも、即ち未信者である主人から得る利益や何事をも失わない必要性が見出されるであろうと私は思う。しかし、理由を示さずに、シルヴエストレは、

時、信者達は前述の事物を未信者達に授けることはできないと述べており、前述の最終結論ではカイエターノよりも厳しくなつてゐる。第七事例を見よ。⁵³

これは、異教の儀式に対する間接的協力を議論したものである。この場合の「綱」は、神社に見られる注連縄を指しているのであらうか。キリスト教徒が異教の儀式に使用する物品を主人の命令によつて作つたり、それと知らずに作った場合のことが採り上げられている。ロドリゲスは、新たに改宗したキリスト教徒に対しては好意的な回答をすべきであるとしている。即ち、知らずに協力したのならば許容すべきであり、止むを得ず協力したのならば罪の意識がキリスト教徒を却つて信仰に導くというのである。末尾に指示されている第七事例は、前述の小破門の可能性を論じたものである。

前掲『シルヴエストレによって語られた諸要点の大全』における該当個所は、正しくは「不信仰と未信者について」である。⁵⁴アンジェロは前掲のアングル・デ・クラヴァシオ『良心問題についての使徒大全』⁵⁵を指す。ロゼーリヨはロスケリヌスであると推定される。しかしながら、シルヴエストレは該当項目では両者を明示してお

らず、ロドリゲスの記述に沿つてはいない。カイエターの前掲『トマス・アクイナスの神学大全註釈』における該当項目では、「未信者のあらゆる行為は罪であるか否か」が論じられており、次の様な記述が見られる。

「これに対しても、異教徒の典礼に属するものを売ることは三通りの方法があると言われる。第一は、偶像や聖職者の祭服といったものの様に、その使用が不信仰以外には役に立たないものである。そして、第一六九問題、第二項、第四言説の末尾で述べられている様に、それは不法なものであると認識されている。第二は、純粹な自然の事物、即ち動物、果実、草花といったものや、人工の事物、即ち普通の衣服等といったものの様に、その使用が善惡に共通なものである。そして、これには三通りの方法がある。先ず、この目的のために、疑いなくその典礼に必要となる物を売ることである。このことは、罪に道具を提供して協力することに他ならない。更に、それらを購入する未信者達がこれらを彼らの宗教儀式に供することを知らず、これらの事物について無知であるならば、それ自体は如何なる罪にもならず、その信者は咎められるべきではない。更に、未信者達がこれを彼らの宗教儀式のために買うことを知つていれば、この場合

には大変な困難が提示される。しかし、もし、売る者がそれを認識して伝達し、売られた事物から将来の悪用を意図しないと考えられるのであれば、第一の場合の様に、直接に罰すべき機会を与えるものではない。」

ロドリゲスはカイエターノの記述を正確には引用していないこともあって、その記述は不自然なものであると言わざるを得ないが、カイエターノの議論が基礎となっていることは明らかである。上記の第二の一一部の該当個所は、「外見の服装における節度について」に対する註釈であり、大罪には相当しないことが述べられているが、⁽⁵⁷⁾ここではロドリゲスの回答に直接関係するものではない。

* * *

日本布教における諸問題が諮詢されたのは、一五七〇年のインドにおけるロドリゲスに対する諮詢が最初ではない。一五六五年頃にロドリゲスと当時インド管区長であつたアントニオ・デ・クアドロスに対する諮詢がなされている。⁽⁵⁸⁾しかし、この諮詢は婚姻についての一事例だけが確認されており、諮詢に至る経緯は明らかではない。その後、ヴァリニヤーノによる類似の諮詢が行なわれてゐる。一五九二年にヒル・デ・ラ・マタがヴァリニヤーノの命令によつて日本における良心問題を諮詢させるた

めにヨーロッパに帰還した。この諮問は、アルカラ、サラマンカ、コインブラ、エヴォラで行なわれている。この内、一五九五年にアルカラ大学の教授であつたイエズス会の神学者ガブリエル・バスケスがヴァリニャーノの諮問に対して与えた回答が確認されている。バスケスの回答は、イエズス会総長とローマ教皇の承認を受けて、日本に齋されている。ロペス・ガイ氏は、スペイン歴史文書館所蔵のアルカラ大学部に収録されている同文書の重要性に着目し、全文を紹介しておられる。⁽⁵⁹⁾ジャック・ブルースト氏も、ロペス・ガイ氏の研究を基にしてこの史料に言及している。⁽⁶⁰⁾ヴァリニャーノの諮問事項は、婚姻、ウスラ（高利）、殺人、戦争と捕虜、偶像崇拜と迷信に分類されており、それに沿つて項目別に回答がなされている。

ヴァリニャーノの諮問では、「偶像崇拜と迷信について」の項目に含まれるのは全四五事例の内、第三二事例から第三八事例迄の合計七事例である。バスケスの回答を含めてこれらの事例については、高瀬弘一郎氏が個々に検討を加えておられるので、ここでは簡略に記すに留めたい。⁽⁶¹⁾①第三二事例は、キリスト教徒が寺社仏閣の建造に参加することの可否についてである。②第三三事例は、未信者である主人の寺参りに随伴することの可否についてである。③第三四事例と④第三五事例は、日本の祭りと踊りに参加することの可否についてである。⑤第三六事例は、キリスト教の神に対して起請文を作成することの可否についてである。⑥第三七事例は、死者の祭り、盆に参加することの可否についてである。⑦第三八事例は、主人から火起請や神盟探湯を命じられた場合の対処法についてである。ヴァリニャーノの諮問事項は、一五九二年執筆の「日本諸事要録の補遺」における記述に類似しているので、彼の基本的見解であつたことが分かる。

この諮問に対しても、バスケスは、キリスト教徒が偶像崇拜の外觀を呈する行為に関与することを禁止すべきであるとしている。しかし、偶像崇拜の外觀を呈さない行為への関与は、悪意がなく、それによつて躊躇を来たすことがなければ、許容されることもあり得るとしている。ヴァリニャーノの諮問は、婚姻を始めとする良心問題全般に亘つて特定の回答を誘導する内容であり、バスケスの回答は概ねヴァリニャーノの意図に沿つたものであつたことを高瀬氏は指摘しておられる。⁽⁶²⁾ヴァリニャーノは、諮問自体において君臣関係を維持していくことの重要性

を強調している。こうした日本人の偶像崇拜行為への関与を基本的に肯定したのは、日本の宗教に対する知識の増大と研究の進展によつて、日本の判断基準をインドに求めるることは難しいと考えたからであろう。ヴァリニヤーノは「日本諸事要録の補遺」において、日本では

⁶⁴⁾キリスト教徒の偶像崇拜は止むを得ないと強調しているが、この見解はバスケスに対する諮問の基本形と言えるものである。

偶像崇拜に関して、ロドリゲスに対する諮問とヴァリニヤーノの諮問とを比較する。ロドリゲスへの諮問は、ヴァリニヤーノの諮問よりは概ね短文であり、特定の回答を誘導する性格はヴァリニヤーノの諮問ほど強いとは言えない。ヴァリニヤーノの第三二事例は、その内容を考慮すれば、ロドリゲスの第一七事例に概ね対応するであろう。同じく第三三事例は、ロドリゲスの第六事例に正しく対応する。それに続く破門についての第七事例も、これに含まれると考えてよいであろう。同じく第三七事例は、日本人の祖先崇拜に関連していることから、偶像崇拜に対するロドリゲスの回答の残り凡てが対応すると見えよう。つまり、ロドリゲスの第一一事例、第一二事例、第一三事例、第二三事例に対応しており、第三九事

例もこれに含まれると考えられる。しかし、ヴァリニヤーノの第三七事例が特定の祖先ではなく祖先一般的の崇拜行為に関連しているのに対し、ロドリゲスの各事例は、異教徒である父親を始めとする特定の葬儀に対する見解である点が異なっている。

ロドリゲスが第六事例の回答において挙げた「列王記下」第五章のナアマンの事例は、バスケスによつてヴァリニヤーノの諮問の第三五事例に対する回答でも挙げられている。それは、ナアマンが主人に従つてリモンの神殿に入る時に、神に赦しを乞うために祈るよう依頼したことを探していいる。ロドリゲスの第六事例は直接的にはヴァリニヤーノの第三二事例に対応するが、バスケスが第三五事例のみならず第三六事例と第三七事例にも該当すると回答しているので、これはキリスト教徒の偶像崇拜への関与の基本的問題であったことが判る。

ヴァリニヤーノの諮問の内、第三二事例、第三三事例、第三七事例は、仏教に関係する可能性が指摘できるが、詮問にはそれが記されておらず、凡てが日本の民間信仰であるかのように扱われている。第三七事例に見られる盆は、祖先崇拜を基礎とした信仰に仏教的因素が加わつたとされるが、ヴァリニヤーノは盆に如何なる宗教的要

素が見られるかを明言していない。諮問に際して、諸事例が仏教に関する可能性を彼が意図的に言及しなかつたことが、その理由として考えられる。高瀬氏は、盆を奉教諸死者の日に置き換える「代替理論」の適用を指摘され、ヴァリニヤーノの諮問の第三七事例に相当するとしておられる。⁽⁶⁶⁾ この「代替理論」の適用は、ロドリゲスの第三九事例に対応する。

高瀬氏は、ヴァリニヤーノがデ・ラ・マタを通じて日本における良心問題をバスケスに諮問した回答が効力を持つたことによって、日本では典礼論争の如き議論が起きなかつたとしておられる。⁽⁶⁷⁾ ヴァリニヤーノの意図に沿う形でバスケスが日本では偶像崇拜の外觀を呈する行為を不可としたことが、中国における典礼論争のような問題を引き起こす素地をなくしたというのである。高瀬氏が論じておられる通り、バスケスの回答が日本において権威を持つていたことは十分に考えられるが、この回答は一五九五年頃に日本に着いているので、それ以前はロドリゲスの回答が効力を持っていたものと推測される。ヴァリニヤーノがロドリゲスの回答を参考したと断定するだけの材料は確認できないが、ロドリゲスの見解が日本における基本方針として定着していたと考えることは

できるであろう。

イエズス会は、日本の宗教は仏教にしても神道にしてもキリスト教とは全く異質のものとする見解を持つていた。キリスト教の神が日本において仏教や神道の形で本地垂迹を起こしていることは、ザビエルの時から既に否定されてきたことであつた。それ故、キリスト教徒が日本の宗教儀式に関与することのは是非は、あくまでも異質の宗教儀式への参加を意味していた。こうした儀式への参加行為が、バスケスの回答によつて制限付きであつても基本的に肯定され、それがローマ教皇によつて認められたことは、日本の宗教儀礼に参加することのは是非が議論される可能性を著しく縮小せたと考えられる。

しかし、日本では中国における典礼論争の如き議論が生じなかつた根拠としては、こうした法的要因だけではなく、その問題自体に内在する要因がある筈である。フランシスコ会士は、良心問題に含まれる婚姻やウスラの問題についてはイエズス会士を非難しているにも拘わらず、偶像崇拜については非難していない。イエズス会の日本における本地垂迹の否定は、フランシスコ会にも継承され、日本の宗教は一貫してキリスト教とは異質の宗教として扱われている。⁽⁶⁸⁾ つまり、イエズス会とフランシスコ

会は、偶像崇拜については類似の見解を持つていたことになる。それ故、婚姻やウスラと同じ良心問題に含まれるにも拘わらず、偶像崇拜は日本では更なる議論の対象とはならなかつたものと考えられる。

四 結び

以上を簡単に纏めてみたい。

カトリック教会では、偶像崇拜は基本的には禁止されるべき問題であつたが、インドでは現地の宗教による偶像崇拜が数多く確認されていた。一五六七年に開催された第一回ゴア大司教区会議では、キリスト教徒が偶像崇拜行為に関与することを破門という重罰によつて禁止した上に、イスラム教を含む偶像崇拜の全面的禁止をインド副王に要請した。この要請を受けてインド副王ガスパール・ペレイラが偶像崇拜を追放刑によつて禁止した結果、多数の偶像寺院が破壊され、一部が教会に転用された。こうして、インドにおける偶像崇拜は全面的に禁止される方向に進んだのである。イエズス会では当時ゴアにいたイエズス会の神学者フランシスコ・ロドリゲスにインドにおける良心問題を諮問したが、偶像崇拜は採り上げられていない。

イエズス会は、日本ではインドの場合とは異なり偶像崇拜を全面的に禁止はしなかつた。一五七〇年、日本イエズス会はインドのロドリゲスに日本における良心問題を諮問した。この結果、日本における諸問題に対する基準となる回答が得られたのであるが、その中には偶像崇拜の問題が含まれている。この諮問は、日本においてコスマ・デ・トレレスが主導したことが考えられるが、フランシスコ・カブラルが来日前にインドにおいて主導した可能性もあり、現時点ではいずれかに断定はできない。ロドリゲスは、日本における良心問題の諮問に対しては偶像崇拜を条件付きながらも肯定的に捉えている。キリスト教徒が両親や主人に随伴する場合、異教的要素が認められない限りにおいて偶像崇拜への参加を容認することは、その基本的論点である。異教徒の両親を火葬に付すことについても、キリスト教徒の社会的立場を斟酌して容認している。ロドリゲスはインド社会と日本社会の相違を認めていたことから、こうした見解を示したものと考えられる。偶像崇拜については、インドにおいて適用された禁止の原則が日本では適用されなかつた点が、婚姻やウスラの問題とは基本的に異なつてゐると見えよう。

日本の諸問題をヴァリニヤーノがヨーロッパに諮問した時点ではロドリゲスの回答が既に存在しているので、ヴァリニヤーノの諮問はロドリゲスの回答を基礎としていることが考えられる。ヴァリニヤーノの諮問に対するバスケスの回答は、教会で公認された上で日本に齋された。中国における典礼論争の如き議論が日本では起きたのは、偶像崇拜の外觀を呈する行為が禁止されたことが主な要因であると言えよう。しかし、偶像崇拜それが自体が禁止されず、信者の偶像崇拜行為への関与が条件付きながらも認められたことは、典礼論争の如き議論が発生し得る余地を残している。それにも拘わらず、こうした議論が起らなかつた前提条件としては、日本ではキリスト教的神が本地垂迹を起こしていくことがイエズス会によって早期に否定され、托鉢修道会がそれに対して疑惑を差し挟むこととなかつたことがイエズス会によつて早期に否定され、托鉢修道会がそれに対して疑惑を差し挟むこととなかつたことを指摘する」とがややゐ。

註

- (1) キリストン時代における婚姻問題については、Jesús López Gay, S. J., *El Matrimonio de los Japoneses*, Roma, 1964. が纏まつた研究である。安廷苑「キリストン時代の婚姻問題について」(『史学雑誌』第109編、第九号、

キリストン時代における偶像崇拜について

11000年) は、ロペス・ガイ氏の研究を基にして婚姻問題とその背景を概括的に論じたものである。

- (2) ウスマについては、高瀬弘一郎「キリストン布教におけるウスマ徵収の問題」(『キリストン時代对外関係の研究』[吉川弘文館、一九九四年] 所収。) がある。本稿では特に明記しない限り、婚姻問題についてはロペス・ガイ氏の前掲書を、ウスマについては高瀬氏の同論文を各々参照していく。尚、Takase Koichiro 高瀬弘一郎、tradução portuguesa por Hino Hiroshi 田辺博司訳、"Actividades Económicas dos Jesuítas no Extremo Oriente dos Séculos XVI e XVII. Especialmente em torno da Usura," [16 - 17世紀極東におけるイエズス会士の経済活動とキリスト教経済思想——] とくにウスマの問題をめぐつて —— (『流通経済大学流通情報学部紀要』第11巻、第二号〔通巻11号〕、一九九八年) は、同論文の一節を改稿してポルトガル語訳を付したものである。

- (3) Joseph Wicki, S. J., ed., *Documenta Indica*, VII, Romae, 1962, Doc. 90, p.387.
- (4) *Conciliorum Oecumenicorum Decreta*, Bologna, 1973, pp.774-776. *Decrees of the Ecumenical Councils*, II, Norman P. Tanner, S. J., ed., London & Washington DC, 1990, pp.774-776. H・テンツィンガー編(浜寛五郎訳)『改訂版 カトリック教会文書資料集』(ハーバルン書店、一九八一年) III・III-六四。

- (5) António da Silva Rêgo, ed., *Documentação para a História das Missões do Padrão Português do Oriente, Índia,*

- vol.10, Lisboa, 1953, Doc. 44, pp.346-348.
- (6) Ibid., Doc. 44, p.348.
- (7) Ibid., Doc. 44, p.349.
- (8) Ibid., Doc. 45, pp.406-407.
- (9) *Documenta Indica*, VII, Doc. 138, p.666.
- (10) Joseph Wicki, S. J., ed., *Documenta Indica*, VIII, Romae, 1964, Doc. 12, p.75.
- (11) Joseph Franz Schütte, S. J., *Valignano's Missionsgrund-sätze für Japan*, I-I(1573-1580), Roma, 1951, p.244. John J. Coyne, S. J., tr., *Valignano's Mission Principles for Japan*, I-I(1573-1580), Anand-India, 1980, p.191.
- (12) Georg Schurhammer, S.J., *Das kirchliche Sprachproblem in der Japanischen Jesuitenmission des 16. und 17. Jahrhun-derts*, Tokio, 1928. 十井義出「十六・十七世纪の日本カトリック教會上の教宗用語の問題」(『カニハタハ研説』第十五輯、一九七四年)は、「回転の歴継である。ナラハヘハズベキ布教上の教宗用語の問題」(『カニハタハ研説』)。
- ルが「大田」を使用したる事例は、延暦久「ハハハスコギルハルの『大田』使用の事例」(『回転人の日本発見——ナラハル来日前 日本情報の研究——』[『日本弘文館』一九八九年]所収) による。
- (13) Juan Garcia Ruiz-de-Medina, S. J., ed., *Documentos del Japón, 1547-1557*, Roma, 1990. Doc. 124, Sumario dos Errores, Japón, (1549) 1556, pp.652-666.
- (14) José Luis Alvarez-Taladriz, ed., *Sumario de las cosas de Japón*(1583), Tokyo, 1954, p.139*.
- (15) *Documentos del Japón, 1547-1557*, pp.652-653.
- (16) George Schurhammer, S.J., *Shin-to ; the Way of God in Japan*, Bonn & Leipzig, 1923, pp.165-169.
- (17) *Documentos del Japón, 1547-1557*, p.655.
- (18) Ibid., pp.659-660.
- (19) Juan García Ruiz-de-Medina, S. J., ed., *Documentos del Japón, 1558-1562*, Roma, 1995, Doc. 62, pp.578-620.
- (20) *Cartas que os Padres e Irmãos da Companhia de Jesus escreverão dos Reinos de Japão & China aos da mesma Companhia da India & Europa, desde anno de 1549 ate o de 1580*. Primeiro Tomo, Evora, 1598, ff. 95r.-100v.
- (21) Jesús López Gay, S. J., *La Liturgia en la Misión del Japón del Siglo XVI*, Roma, 1970, pp.196-209. □ズメ・ナヘ (井伊勝美販)『サニハタハ盐井の典祀』(サニハタハ文化研究会、一九八〇年) 149-141頁。
- (22) Arquivo Nacional da Torre do Tombo, Livraria 805, ff.112-134.
- (23) José Wicki, S. J., "Problemas morais no Oriente Português do século XVI", *O Centro de Estudos Históricos Ultramarinos e as Comemorações Henriqueinas*, Lisboa, 1961.
- (24) Livraria 805, ff.96-106.
- (25) *Documenta Indica*, VII, Doc. 53, p.248.
- (26) Paula Ferreira Santos, Embaixada de Portugal no Japão, ed., *Missionação e Ecumenismo ; 450 anos de Memórias Luso-Nipónicas*, Tokyo, 1999. 岩口長之・カル大使館編『在日葡萄牙人—日本文化の百年を記念して—』

(東京、一九九九年)。本書の本文はポルトガル語と日本語の対訳形式が採され、サントス氏が執筆したものを小磯京子氏が邦訳されているが、古文書解釈は両氏の共編となっている。本稿に関連するものとしては、第六事例と第一三事例の一部、及び第一二事例と第二三事例の全文が引用されている。

の二三ヶ版にはそれは見られない。ローリゲスが参考した「黒知じつ」と「最終破門じつ」とは、Pars Secunda f. 6r.-v. にあらわされている。

- と第一二三事例の一部、及び第一二三事例と第一二三事例の全文が用ひられた。

(36) Angel de Clavasio, *Summa angelica de casibus conscientiae*, Clavasii 1486.

(37) Josef Franz Schütte, S.J., *Monumenta Historica Japoniae*, I, *Textus Catalogorum Japoniae*, Romae, 1975, pp.80-81.

(38) 関本鉱泉『十ヶ年紀田歴史の研究』(改訂増補版)〔昭和二十年〕(Kanbara Kōshun, 「十九四一年、原書房より一九七四年に復刻」) 国1〇・国11頁。

(29) Liuraria 805, ff.114r.-115v.

(30) Livraria 805, f. 115r.

(31) *Conciliarum*, p.245. *Decrees*, I, 1990, p.245. 〔改訂版〕カトリック教会文書資料集〕一八九・一九〇頁。

(32) *Documentação*, vol.10, Doc. 45, p.527.

(33) Felinus Sandeus, *Super proemio ; Decretalium et titulo de Constitutionibus*, 1494.

(34) Felinus Sandeus, *De officio et potestate indicis delegati*, Mediolani.

(35) Silvestre Prieras Mazolini (Mozolini), O. P., *Summa Summarum, quae Sylvestrina dicitur*, Romae, 1516. 本稿作成は当たつては、一五一年刊のローマ初版ではなく一五四一年刊のコロッハ版による確認した。同版ではローマ数字で葉数が打たれてゐる。一五五三年刊のコロッハ版では各項田の纏めが冒頭に置かれてゐるが、一五四一年刊

(36) Giovanni Cagnazzo, O. P., *Summa Summarum quae Taberna reformata dicitur*, Bononie, 1520. Excommunicatio 7, ff. 218v.-219v. Excommunicatio 8, ff. 219v.-221v.

(37) Cayetanus, Tomas de Vio O.P., *Sancti Thomae Aquinatis Summa Teologica in quinque tomos distributa*, 1507-20. 一六九七年刊のペーペー版による確認した。Patavii, 1698, Vol.2, pp.395-396.

(38) Joan Gerson, *De Imitatio Christi*. 〔キリスト像模倣〕せ、ルバ・ト・ケハラベドセナヘムア・シハルノハの著作である。前註は誤りである。回書にはシハルノハのシハルノハ版の題名、ルバ・ト・ケハラベドセナヘムアペーペー版による確認した。(Luis de Granada, O. P., *Obras Completas*, XVIII ; *Traducciones, Imitación de Cristo*, Madrid, 1998.)

(39) Hadrianus VI, *Quaestiones in quartum Sententiarum praesertim circa Sacraamenta*.

(40) S. Antonius, *Summa de Confession : Defecerunt*, Zaragoza, 1492. Tratado Segundo, De las excomunicaciones, pp.29-32.

(41) S. Antonius, *De Censuris*, Venetiis, 1474. Caps. 53-59,

ff. 30r.-39r.

- (43) Joseph Wicki, S. J., ed., *Documenta Indica*, III, Romae, 1954, No.36, pp.196-205. 東京大学史料編纂所編『日本國史大系』、『日本書翰集』(『文編卷之二』) (44) Jesús López Gay, S. J., "La Primera Biblioteca de los Jesuitas en Japón", *Monumenta Nipponica*, vol. XV, 1959-60.

(45) Livraria 805, f. 117r.

(46) Livraria 805, f. 117r.-v.

(47) Livraria 805, ff. 117v.-118r.

(48) 烏藤忠『墳墓の考古学』(『竹藤忠著作選集』第四卷) (雄三體) 一九九六年) 大四頁。竹藤氏は日本古代の再葬についての論述にておなじみだが、これは土葬後の一定期間を経た洗骨葬のいふものであって、火葬の場合には該当し得なこ。〔日本における再葬(洗骨葬)の展開〕同書所収。

(49) Livraria 805, ff. 123v.-124r.

(50) Livraria 805, ff. 128v.-130r.

(51) López Gay, *La Liturgia*, p.210. 井伊謹『キリスト教と日本』(『基督教』) 17回目。

(52) Gregorius Magnus, *Registrum Epistolarum*, Libri IX (Corpus Christianorum, Series Latina, CXL-A, Turnholti, 1982.), p.627.

(53) Livraria 805, ff. 119v.-122r. (falta f.121.)

(54) Silvestre, Lvgnini, 1541. Secunda Pars, f. 20v.

(55) ロスケリヌス Roscellinus de Compiègne の著作は弟子のペテル・ラザルス・ウルスラス宛書翰を除き既存しないが、その所説はラザルスの叢書 Petrus Abelardus, *De fide Trinitatis et incarnatione Verbi* から窺う知る所である。

(56) Cayetanus, Patavii, 1698, vol.3, p.73.

(57) Ibid., vol.3, p.896.

(58) López Gay, *El Matrimonio de los Japoneses*, pp.161-164.

(59) Jesús López Gay, S. J., "Un Documento Inédito del P. G. Vázquez (1549-1604) sobre los Problemas Morales del Japon", *Monumenta Nipponica*, vol. XVI, 1960-61.

(60) Jaques Proust, *L'Europe au Prisme du Japon ; XI-XVII siecle*, Paris, 1997, chap. 3, "La consultation du docteur Vázquez", ハヤシタ・ペーベル(日本海)『ハヤシタ・ペーベル』(ハヤシタ・ペーベル)『ハヤシタ・ペーベル』(ハヤシタ・ペーベル) (弘波書店) 一九九九年)、第三章「バスクス博士の意見書」。

(61) 高瀬弘一著「キリスト教布教における『禮』」(『大字小字展』(『キリスト教布教』) 1999年) 所収。Takase Koichiro 高瀬弘一著、tradução portuguesa por Hino Hiroshi 三笠博司訳、"Acerca da «Acomodação» na Missão Cristã no Japão" 「キリスト教布教における『禮』」(『流通經濟大學論集』第三回卷、第一回(『禮卷』) 1999年) にモルトガル語訳を付して再録。各事例に付した番号は、高瀬氏の同論文における番号と各々対応する。

(62) López Gay, "Un Documento Inédito del P. G. Vázquez", pp.131-132.

(63) 高瀬氏の前掲「キリストン布教における『適応』」の「レ・『大ザビエル展』」1115頁、1117頁、『流通経済大字論集』146、149頁。

(64) José Luis Alvarez-Taladriz, ed., *Adiciones del Sumario del Japón*, Osaka, pp.489-496. 松田毅一他訳『日本巡察記』(平凡社、1971年) 199-100頁。但し、「日本諸事要錄の補遺」については、松田氏の翻訳はアバウダ図書館所蔵の原本を底本としている。

(65) 柳田國男『先祖の話』(『完本 柳田國男集』第10巻 [筑摩書房、1961年] 所収) 七八一八〇頁。竹田聰洲「西蘭盆会の本邦移修」(『葬史と宗史』(竹田聰洲著作集 第七巻) [国書刊行会、1994年] 所収) は、祖先信仰に対する仏教的要素の混入を指摘して、両者を厳密に区分しているが、本稿では両者の混交があるところを事実を確認するに留める。

(66) 高瀬弘一郎「イエズス会『会憲』等に見られる経済基盤の理念とキリストン教会」(『キリストン時代対外関係の研究』所収) 86-97頁。

(67) 高瀬氏の前掲「キリストン布教における『適応』」の「レ・『大ザビエル展』」1117頁、『流通経済大学論集』149頁。

(68) 婚姻やウスラの問題ではイエズス会の見解を非難したマルセロ・デ・リバデネイラは、偶像崇拜については批判していないばかりか、自らの著作において日本の宗教

をキリスト教とは異なりだぬのと記述している。

Juan R. de Legisima, O.F.M. ed., Marcelo de Ribadeneira, O.F.M., *Historia de las Islas del Archipiélago Filipino y Reinos de la Gran China, Tartaria, Cochinchina, Malaca, Siam, Cambodia y Japón*, Madrid, 1947, pp.367-371.)